

つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）達成状況一覧

資料2

区分	達成度
A	計画以上（100%～）
B	計画どおり（70～99%）
C	計画以下（1～69%）
D	未着手（0%）

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）
I 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画に関する理解の促進	1 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙への啓発記事の掲載、男女共同参画に関する展示、人権に関する展示、障害者差別解消に関する展示、標語入りの啓発用品及びDVや児童虐待防止に関するパンフレットの配布などを通して、人権の尊重に関する理解が深まるよう、市民に働きかけた。 人権問題講演会、人権フェスティバル、人権教育指導者研修会、児童虐待防止セミナーを開催し、意識啓発を図った。 障害者差別解消法の普及のため、商工会会議において周知を行った。 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けられるように、地域包括支援センターにおける相談業務や地域への出前講座を行った。
			総務人権推進課	B	
			健康長寿課	B	
			こども支援課	B	
			障害者福祉課	B	
			生涯学習スポーツ課	B	
		2 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進条例児童生徒用概要版を小中学校の全児童生徒に配付したほか、男女共同参画の視点を取り入れた講座、展示、図書の特集、市立図書館に図書を持ち込んでの貸出を行った。 市民センターのロビーに関連資料やパンフレットを設置し、啓発を行った。 市立図書館にてDV防止啓発事業として図書の展示を行った。
			市民センター	B	
			生涯学習スポーツ課	B	
		3 学校における男女平等教育の充実	学校教育課	B	<ul style="list-style-type: none"> 各学校においてジェンダーにとられない学習指導を行うとともに、継続して男女混合名簿を使用した。
		4 性的少数者への理解の促進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日からパートナーシップ及びファミリーシップ制度を開始し、市内医療機関、宅地建物取引業協会及び不動産協会へ、制度の周知を行った。 中学校のデートDV予防講座において、性の多様性について情報提供を行ったほか、女性センター図書室で性の多様性に関する図書の特集を行った。
			総務人権推進課	B	
	2 性別による固定的な役割分担意識の解消	5 制度や慣行の見直しの促進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 女性センター図書室の図書の特集及び市広報紙での啓発記事において、関連の内容を取り上げた。 男女共同参画庁内推進員（職員）研修のテーマをアンコンシャス・バイアスとした。
			女性センター	B	
学校教育課				B	
6 メディア・リテラシー向上のための情報提供		女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 市が発信する情報（市広報紙及びホームページなど）における表現が男女共同参画に配慮を欠く表現にならないよう、また、性差を助長するイラストを掲載しないよう、チェックを行った。 	
		秘書広報課	B		
7 市が発信する情報における表現の配慮	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 市が発信する情報（市広報紙及びホームページなど）における表現が男女共同参画に配慮を欠く表現にならないよう、また、性差を助長するイラストを掲載しないよう、チェックを行った。 		
秘書広報課	B				

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）
II 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進（施策3～8は女性活躍推進計画）	3 女性活躍推進法の普及啓発	8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の推進	女性センター	B	・市広報紙での啓発記事で、女性活躍推進法について言及した。
	4 女性が能力を発揮できる環境の整備	9 職場におけるハラスメント防止対策の促進	女性センター	B	・市広報紙での啓発記事で、ハラスメント防止措置に言及した。 ・女性センター図書室の図書の特集で、関連テーマを取り上げた。
		10 ポジティブ・アクションによる男女間格差是正の促進	女性センター	B	・市広報紙での啓発記事で、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法について言及した。 ・商工会等を通じた情報提供や、農業者団体へ農業委員への女性の参画促進を図った。
			産業振興課	B	
	11 公共調達における女性活躍推進取組の反映	財政課	B	・総合評価方式の国の方針や他市の動向について研究した。	
	5 長時間労働の見直し	12 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進	女性センター	B	・市広報紙での啓発記事で、ワーク・ライフ・バランスの実現について周知した。 ・女性センターにおいて、関連講座及び図書の特集を行った。
		13 働き方改革に関する情報提供	女性センター	B	・市広報紙での啓発記事で、働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの実現について周知した。
	6 さまざまな働き方の普及と支援	14 多様な働き方を可能にする環境整備	女性センター	B	・多様な働き方の選択肢の一つとして、在宅ワーカー育成セミナーを開催した。 ・市広報紙での啓発記事で、多様な働き方の選択肢の一つとして、起業について情報提供した。
		15 女性の起業に向けた支援	女性センター	B	・市広報紙で起業に関する情報提供をしたほか、起業を目指す女性を対象としたイベントを開催し、セミナー及び相談会を設けた。 ・県が実施する農業女性アドバイザー研修会を、市内公共施設で開催した。
			産業振興課	B	
		16 女性の再就職に向けた支援	女性センター	B	・市広報紙で女性の再就職に関する情報提供をしたほか、ハローワークと共催で就職面接会を開催した。 ・主に女性の再就職を支援するセミナーを開催した。
	産業振興課	B			
	17 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育	女性センター	B	・市内中学校5校において、キャリア教育を行った。 ・職業選択の自由について言及した男女共同参画推進条例児童生徒用概要版を、小中学校の全児童生徒に配付した。 ・中学校におけるデートDV予防講座において、関連情報について情報提供を行った。	
学校教育課	B				

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）
女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進（続） II（施策3～8は女性活躍推進計画）	7 子育て家庭への支援	18 子育て情報・相談窓口の充実	こども支援課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の子育て包括連携会議において、家庭児童相談室、子育て支援拠点等の担当が情報を共有した。 ・養育支援訪問事業において、支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言、サポートを行った。 ・子育てガイドブックによる情報提供を行った。
		19 保育環境の整備	こども支援課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・就労形態の多様化に対応するため、時間外保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の多様な保育サービスを実施した。
		20 地域における子育て環境の整備	こども支援課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンターの制度の周知及び会員登録数・利用件数の増加のための個別説明等を行った。 ・「つどいの広場」において、地域の方の協力を得てミニクリスマス会を行った。
	8 介護が必要な家庭への支援	21 相談体制と介護サービスの充実	障害者福祉課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に関しては、地域包括支援センターにおいて、相談者のニーズに応じて必要なサービスの情報提供を行った。 ・障害者の相談支援体制の充実のため、障害者福祉課、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、地域相談支援センターとの連絡会議を月に1回行った。 ・介護が必要な人に関しては、地域包括支援センターの総合相談業務や介護保険事業計画策定等を通して、要介護・要支援高齢者やその介護者のニーズを把握し、必要な支援につなげた。
			介護保険課	B	
			健康長寿課	B	
		22 地域で支える体制の整備とシステムの構築	地域活動推進課	B	
			福祉政策課	B	
			健康長寿課	B	
	障害者福祉課		B		
学校教育課	B				
23 介護休業制度の周知と利用の促進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙での啓発記事で、市民及び事業者に向けて介護休業制度や労働関係法規について言及した。 		

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）	
女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進（続） II（施策3～8は女性活躍推進計画）	9 男性の家事・育児・介護への参画支援	24 男性が参画しやすい環境の整備	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児参加を促す講座を開催した。 ・市広報紙での啓発記事で、市民及び事業者に向けて、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革について周知した。 ・「つどいの広場」や「ゆりかご教室」において、父親の参加を促すために父親対象の日を設けた。 ・母子健康手帳交付時は保健師・助産師の説明により、父親の役割意識の向上に努めた。 ・父親対象の育児冊子を窓口配布した。 	
			こども支援課	B		
			保健センター	B		
			25 生活能力を養う教育の推進	学校教育課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校では、キャリア教育の全体計画に則り、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度について、各教科・領域で計画的に指導した。 ・保護者に向けた取組として、人権教育指導者研修会及び就学時健康診断時に「親の学習」を実施した。
				生涯学習スポーツ課	B	
		10 地域活動への参画促進	26 地域活動に関する情報の発信	地域活動推進課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の情報共有に向け、自治会回覧や地域支え合い協議会の協議会だよりなど、地域団体の情報発信の支援を行った。 ・地域の人びとの連携・協働を進めるため、市民センターを中心に、自治会や地域支え合い協議会など地域団体等との会議を開催し、地域課題の抽出や、解決に向けた話し合いを行った。 ・地域の防災訓練や各種イベントに女性の参加を促し、多くの女性の参加を得た。
27 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援			地域活動推進課	B		

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）
Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現 （施策11～14はDV対策基本計画）	11 DVに関する正しい理解の普及	28 DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙での啓発記事及びホームページにおいて、DVの種類及び身近な相談機関について周知した。 市役所ロビーにおいて関連展示を行った。 女性センターにおいて、関連展示及び図書室での図書の特集を行った。
		29 若年層へのDV予防啓発の促進	女性センター 学校教育課	B B	<ul style="list-style-type: none"> 市役所ロビーにおいて、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせた啓発展示を行った。 市広報紙での啓発記事及びホームページにおいて、DVの種類及び身近な相談機関について周知した。 女性センターにおいて図書室での図書の特集を行った。 中学校におけるデートDV予防講座において、関連する情報提供を行った。 小中学校において、学習指導要領に則り、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を各教科・領域で指導した。
	12 相談機能の充実	30 相談窓口の周知	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 「女性相談・DV相談」の相談日及び電話番号を市広報紙に毎月掲載した。 「女性相談・DV相談」、「女性のための法律相談」の案内カードを市内公共施設、市役所1階女子トイレ、市内の協力店舗4軒に設置した。 市広報紙での啓発記事及びホームページにおいて、DVの種類及び身近な相談機関、児童虐待防止について周知した。 国や県が作成した関連パンフレットの配布やポスターの掲示を通して周知を図った。 虐待防止啓発パンフレットを作成・配布した。 市ホームページでは、情報弱者に配慮した情報提供（多言語、音声、点字）を行った。
			こども支援課	B	
			秘書広報課	B	
	31 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> DV対策庁内連絡会議を開催し、担当職員間の情報共有を図った。 窓口で対応する職員が、DV被害者支援担当者研修、児童福祉司養成研修、要保護児童等対策地域協議会調整担当者研修、犯罪被害者研修会、さわやか相談員の市町村配置相談員研修及び埼玉県LGBTQ相談機関ネットワーク研修会などに参加し、資質の向上を図った。 課内でのOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）による人材育成を図った。 警察、本人・家族からの通報や相談に応じ、状況確認の上、他部署や関係機関と連絡し、支援の方向性を定め、対応した。 相談事例やDV対策実務担当者会議において、関係部署と事例や情報を共有し、対応を協議した。 学校においては、各相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を共有し、教職員とも連携の上、児童生徒が悩みを相談しやすい環境を整備した。また、教育相談部会において各校の情報交換やさわやか相談員の資質の向上を図った。 	
		総務人権推進課	B		
		地域活動推進課	B		
		福祉政策課	B		
		こども支援課	B		
		健康長寿課	B		
		障害者福祉課	B		
保健センター		B			
教育センター	B				

基本目標	施策	取組項目	担当課 (R5)	達成度	取組計画と達成状況 (R5)
Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現(続) (施策11~14はDV対策基本計画)	13 被害者の安全確保と自立支援	32 被害者の安全確保の徹底	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・こども支援課では、要保護児童等対策地域協議会 実務者会議を月1回開催し、被害者及び同行者の安全の確保に努めた。 ・被害者に障害がある場合は、障害者虐待防止センター(市直営)と、障害者基幹相談支援センター、権利擁護センターと緊密に連携し、対応した。 ・母子保健事業では、幼児虐待及びDV被害の早期発見に努め、子育て包括支援センター連携会議において関係機関と迅速に連携を図った。 ・女性のための法律相談では、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターに相談記録を提供した。 ・市民課では、被害者の個人情報の保護を徹底するとともに、被害者の状況に応じて対応した。関係課では情報を共有するとともに、情報漏洩防止に努めた。 ・福祉政策課では、被害者の精神的・経済的自立に向け、相談、保護などの支援を行った。 ・学校及び教育センターにおいては、要保護児童等対策地域協議会、児童相談所、保健所などと連携を図り、安全確保に努めた。
			市民課	B	
			福祉政策課	B	
			こども支援課	B	
			健康長寿課	B	
			障害者福祉課	B	
			保健センター	B	
			学校教育課	B	
			教育センター	B	
	33 被害者ケアの充実	こども支援課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員による継続的なカウンセリングを行った。 ・家庭児童相談員による継続的な相談及び定期的な家庭訪問を行った。 ・必要に応じて、相談者や対象児童の医療機関、保健所等との連絡調整、同行支援を行った。 	
		34 被害者の自立に向けた支援の充実	市民課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員が、各々の家庭の状況に応じて、経済的支援や子育て支援サービス等について情報提供を行うとともに、関係機関につないだ。 ・市民課では、DV被害者及び同行者の安全確保のために、関係部署との情報連携を強化するとともに、被害者情報の保護を徹底した。 ・学校においては、個人情報の保護を徹底した上で子どものケアに当たった。
			福祉政策課	B	
	こども支援課		B		
	保険年金課		B		
	学校教育課		B		
	14 関係機関との連携	35 庁内における連携体制の充実	こども支援課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策庁内連絡会議を開催し、関係機関との情報交換及び注意喚起などを行った。 ・要保護児童等対策地域協議会代表者会議及び月1回の実務者会議を開催し、警察や児童相談所等と密接な連携に努めた。
			36 県婦人相談センターや警察等との連携強化	こども支援課	B
		37 NPO法人や民間支援団体との連携		こども支援課	B

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）
Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現（続） （施策11～14はDV対策基本計画）	14 関係機関との連携（続）	38 潜在化しやすいDVへの対応	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策庁内連絡会議、要保護児童等対策地域協議会代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関との連携に努めた。 ・高齢者については、地域包括支援センター及び市が受ける相談の中でDV被害が疑われる場合は、必要に応じて関係機関と連携し、必要な支援につなげた。 ・障害者については、障害者福祉課、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び地域相談支援センターとの月1回の連絡会議を通して情報共有を図った。 ・外国人については、多文化共生キーパーソンに随時行政の情報を提供し、必要な支援を案内した。
			地域活動推進課	B	
			こども支援課	B	
			健康長寿課	B	
			障害者福祉課	B	
	15 困難を抱えた女性への支援	39 シングルマザーへの支援	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金等支給事業や自立支援教育訓練給付金支給事業で経済的支援を行い、資格取得、自立・就労に向けて支援した。 ・就労阻害要因のない生活保護世帯のシングルマザーに対してハローワーク巡回相談や生活サポートセンターを紹介し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行った。 ・生活保護世帯の該当者に、就労自立促進事業児童扶養手当を支給した。 ・自立・就労に向けて、女性を対象とした再就職支援講座及び在宅ワーカー育成セミナーを開催した。
			福祉政策課	B	
			こども支援課	B	
			産業振興課	B	
		40 高齢女性への支援	健康長寿課	B	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮状態であったり、虐待を受けているなど、困難な状況に陥っているケースについては、早期に適切な支援につながるよう関係機関と連携して対応した。
		41 障害のある女性への支援	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉課、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所及び地域相談支援センターとの連絡会議を行ったほか、虐待の未然防止、早期発見を関係事業所等に依頼した。 ・女性センター図書室の図書の特集で、関連テーマを取り上げた。
			障害者福祉課	B	
		42 外国人女性への支援	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所ロビーにおいて関連展示を行い、外国人女性への性的搾取・DVに関する啓発を行った。 ・女性センター図書室の図書の特集で、関連テーマを取り上げた。 ・さいたま地方法務局と連携し、法務省から委嘱された人権擁護委員による人権相談を14回行った。 ・必要に応じて市国際交流協会の通訳・翻訳ボランティアに協力を依頼し、外国人の相談を支援した。 ・小中学校では、国際理解教育を通して、外国人への偏見や差別を解消するための人権教育を徹底するとともに、人権教育については全体計画に則り各教科・領域で計画的に指導した。
			総務人権推進課	B	
			地域活動推進課	B	
			学校教育課	B	
		43 生活に困窮する女性への支援	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次鶴ヶ島市地域福祉計画」の重点施策に「包括的な支援体制づくり」を位置付け、支援体制の整備を進めた。 ・困窮女性を相談機関や支援につなげることを目的に、相談窓口のチラシを同封した生理用品の無料配布を行った。
			福祉政策課	B	

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）			
Ⅲ すこやかで安心できる安全な暮らしの実現（続） （施策11～14はDV対策基本計画）	16 生涯を通じた女性の健康支援	44 それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校では、自分と他の人の大切さが認められるような態度を、教育活動全体を通して指導した。 ・中学校におけるデートDV予防講座において、性感染症や避妊など、関連する情報提供を行った。 ・必要に応じて、避妊などの家族計画などのパンフレットを配布し、性に関する正確な知識の普及に努めた。 ・男女共同参画推進条例児童生徒用概要版を市内小中学校全児童生徒に配布し、情報提供を行った。 			
			保健センター	B				
			学校教育課	B				
		45 思春期の心と身体の健康支援	女性センター	B		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校におけるデートDV予防講座において、望まない妊娠、性感染症、性犯罪、薬物犯罪に関する情報提供を行った。 ・市役所1階ロビーにおいて、4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせた啓発展示を行った。 ・「にんしんSOS鶴ヶ島」において、思いがけない妊娠や、妊娠の可能性についての相談に応じた。 ・小中学校においては、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を行い、児童生徒が互いの性を尊重し、理解できるようにした。 		
	保健センター		B					
	教育センター		B					
	46 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備	保健センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゆりかご教室」において、夫やパートナーが沐浴や妊婦体験等を通して、育児を共に行う意識啓発を行った。 ・乳幼児健診や赤ちゃん訪問において、虐待やDVにつながる恐れのあるケースについて、継続支援を行いながら、全てこども支援課に情報提供した。 				
					47 女性特有の健康問題への支援	保健センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特有の疾病である乳がん、子宮頸がんについては、がん検診推進事業として、無料クーポン券を対象者に配布した。 ・集団検診のうち、胃がん、肺がん検診については女性対象の検診日を5回設けた。
	保健センター	B						
	49 男女共同参画の視点による防災対策の推進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・展示及び女性センター図書室の図書の特集で、関連テーマを取り上げた。 ・災害時における子どもの命を守るための行動や、教職員の役割等について考えるための講演会を行った。 ・避難行動要支援者への体制整備を図るため、関係課において、避難行動要支援者名簿作成方法の検証を行った。 				
危機管理課		B						
健康長寿課		B						
障害者福祉課		B						

基本目標	施策	取組項目	担当課（R5）	達成度	取組計画と達成状況（R5）	
IV 男女共同参画を推進する体制の充実	18 市役所における推進体制の強化	50 職員の男女共同参画推進意識の共有	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修「アンコンシャス・バイアスのない、働きやすい職場づくり」を開催した。 ・職員研修（人権・同和問題研修）において、女性の人権のテーマに触れ、男女共同参画の意識の共有を図った。 ・「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」の取組を行う課が、今年度の取組目標を確認・報告した。 ・「男女共同参画の視点から考える表現ガイドライン」を改訂した。 ・各課の男女共同参画庁内推進員が、庁内推進員研修で得た情報を広げる役割を担った。 	
			人事課	B		
		51 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映	政策推進課	B		・第6次鶴ヶ島市総合計画後期基本計画策定にあたり、広く市民の意見を聴取するため、市ホームページに専用フォームを開設した。
		52 審議会等への女性登用促進	政策推進課	B		・各課への附属機関委員名簿の照会の際、審議会等の委員の女性委員の割合を40%以上とする目標を掲げていることを周知するとともに、今後委員の委嘱を予定している課においては、この点に留意するよう伝えた。
		53 管理職への女性職員の登用推進	人事課	B		<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修「アンコンシャス・バイアスのない、働きやすい職場づくり」を開催した。 ・広域連合による女性職員のキャリアデザイン研修に女性職員を派遣した。
		54 男性職員の育児休業・介護休暇等取得の促進	人事課	B		<ul style="list-style-type: none"> ・職員のワーク・ライフ・バランスを推進する取組の一環として、超過勤務削減のために完全退庁日とノー残業デーを設け、庁内放送で退庁を呼びかけた。また、「鶴ヶ島市特定事業主行動計画」における1人当たりの年次休暇取得目標を計画的に達成するために呼びかけを行った。 ・育児休業取得対象となった男性職員に制度の周知を図った。
	19 さまざまな機関との連携による推進体制の強化	55 国・県・近隣自治体との連携の推進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会の協力を得て、女性起業応援イベントを開催した。（参考：産業振興課共催、武蔵野銀行協力） ・ハローワーク川越と共催して地域企業就職面接会を開催した。 ・埼玉県及び近隣の市町と共催で、女性の就職支援セミナー及び女性対象の在宅ワーカー育成セミナーを開催した。 	
		56 大学・企業との連携の推進	女性センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・包括連携協定を締結している武蔵野銀行の協力を得て、女性起業応援イベントを開催した。（参考：産業振興課共催、商工会協力） ・東洋水産埼玉工場（日高市）と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催した。 	
		57 NPO法人や市民活動団体などとの連携の推進	女性センター	B	・市民団体「チームとらいあんぐる」、「四季を味わう会」の活動支援として「ハーモニーそだったのか！ウィーク」を実施した。	
	20 女性センターを拠点とした推進体制の強化	58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化	女性センター	B	・「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」の周知のため、施設利用者及び講座への参加者に概要版を配布、「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」の児童生徒用概要版を市内小中学校の全児童生徒に配布した。	
		59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成	女性センター	B	・起業女性応援イベントを開催した。市民の自発的なネットワークの構築は把握できていない。	
		60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底	女性センター	B	・「つるがしま男女共同参画推進プラン（第6次）」の各課における目標設定及び進行管理を行った。	